

「人権尊重のまち鳴門」をめざして

～ 男女共同参画社会の実現に向けて ～

問 市教育委員会生涯学習人権課 ☎088・686・8803 市役所人権推進課 ☎088・684・1148

「男女共同参画社会基本法」の施行から20年が経過しました。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進され、「女性活躍推進法」など、さまざまな法律や制度が整備されました。

しかし、いまだに人々の意識や行動、社会慣習の中には、「男だから家庭より職場を優先するべき」「女だから子育てや介護を担うべき」といった意識が根強く、女性に対する差別や偏見、男女の固定的な役割に対する考え方が残っています。

また、少子高齢化や人手不足、雇用環境の不安定化など、世の中が大きく変化する中で、介護や子育て支援、貧困格差、DVなどの課題が生まれ、この影響は、女性や子ども、高齢者などに集中しています。

これらの課題は男女が互いに尊重しあい、力を合

わせ、固定的な性別役割分担意識を乗り越え、それぞれの能力を十分に発揮していかなければ解決できません。

市では、他市町村に先駆けて女性の救済や自立支援に力を入れてきました。平成27年には「鳴門市男女共同参画推進条例」を制定し、男女行動計画に基づき、審議会などへの女性登用率向上など、全庁を挙げて各種取り組みを推進しています。

男女共同参画社会とは、男女が互いの人権を尊重し、対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、支え合って、それぞれの個性と能力を発揮できる社会をいいます。

家庭や職場、学校や地域など身近な暮らしの中で意見を出し合い、課題解決に向けて一つずつ実践していきましょう。

【お願い】

市では、男女共同参画に関する施策の総合的かつ着実な推進を図るため、令和2年度に第3次鳴門市男女行動計画を策定予定です。策定に向けて、今年度は広く市民の皆さんや事業所を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

